

きびのさと

NO.77
月刊

第六輯 支配篇 第十号
昭和三十一年十一月一日 発行 (非売品)
岡山県都窪郡吉備町東町一三五字垣方呼電四三七
吉備 觀光 協会

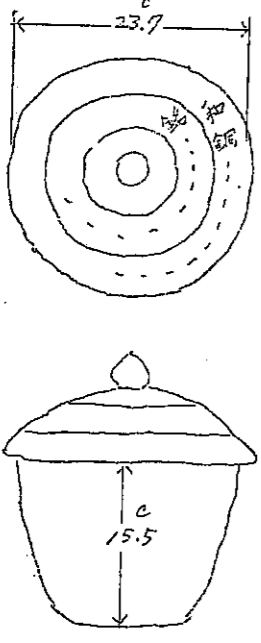
発行所

校倉重高 (その一)

校倉家侍帳
徒並役人
庭瀬武具藏頼り
八石 成瀬藤四郎 元禄三年五月十三日 五年
同所作事奉行
八石 永谷菅右三門大和 元禄三年五月十三日 廿年
江戸詰
八石 平塚安兵衛 延宝八年八月 廿年
八石 石黒角兵衛 同 廿年
五石 小島伊兵衛 元禄八年五月朔日 九年
料理人
六石 林作右三門 元禄三年三月十一日 十四年
四石 西村五右三門 元禄十一年六月四日 六年
物書
五石 安田清右三門 元禄十一年四月四日 七年
庭瀬藏奉行
六石 清水友右三門 元禄十三年 四年
茶子酒奉行
六石 稲垣治平 庭瀬扶持方蔵頼り
六石 倉田羽右三門 元禄八年二月廿五日 九年
市左衛門縁付
徒小姓格 廣野伊右三門 寛文十二年七月十日 廿二年
仙田彌平治 延宝八年十月三日 廿年

○校倉昌信
重高の二男にして始め重字、後ちに重次
即、讃岐守、後ち因幡守、従五位下。
母は松平上野介直宗の養女。室は加藤遠
江守崇実の女。
元禄十三年八月四日に生れ、正徳三年四
月に家督を継ぎ、享保十五年四月廿七日
享年三十一歳で庭瀬に没した。三河國長
岡寺に埋葬した。
× 享保十三年九月廿四日に領内小田郡東
三成(矢掛町)神遊山國勝寺に老助靈神
の祠を建立した。この老助靈神といは
奈良朝時代の賢学者吉備真備の祖母夫人
の骨蔵器を奉見し、墳墓なること分確め
られたので、ここに奉安したのである。
跋云 右玉装漢文 老卷敬奉 庭瀬
領主校倉讃岐守源昌信朝臣之嘉
命 整育 端肅以等附焉 (高三百石)
家長 佐野十郎左衛門朝啓 (高三百石)
家長 宮田政右衛門持敏 (高二百石)
享保十三祀丙申二月仲旬宿 潔盟救繕寫
成就畢矣 (高七十七石)
書記主事 本多助之進 拜領 判

吉備真備は、いまの吉備郡真備町新田の出身で、先祖は維武吉備津彦神から出た家柄で
ある。尤その祖を御友別といふ。その長子縮速別川島の後裔が下道臣の姓を賜わり世
々この地に住したのである。真備の父を國勝といふ。真備は靈龜二年(七二六)廿四歳の
時諸國に人校登用せられて、按撫され、遣唐留学となり、中国に渡り、阿那師智等と
九年間経史を研究し、天平七年に帰朝し、一躍して大寺助に任ぜられ、正六位下を授けら
れた。(仲磨は中務大輔船守の子で入唐して高麗白帝に仕えて經書並となつた。後ち帰朝の途に、大津で暴風に
あひ、安南(ベトナム)に漂流し、再入唐、五十年間を學問に専念し、元正(元禄)とて北遊した。その際、京より見れば、かゝる三笠の山に
て、月かもし。の如きは有名である。)この中、学亮、右衛門に轉じ、勝聖年間には肥后守となり、地
方官廻りの後ち同四年(七五三)に遣唐副使となつて再び唐に赴き、六年(七五九)帰朝して、大宰大
貳(九州大宰府の副長官)になつた。かゝる忠美押勝の如くに、中衛大將の職にあつて、旬日にし
て平げ、その功により、勳三等正三位に叙せられた。後ち、右大臣に進んだが、稱徳
天皇(女帝)の北征、公服を解して故郷に帰り、宝龜六年(七七五)十月二日八十三歳の高齡
で没したのである。真備所には真備に關する遺蹟が多く残つてゐる。殊に、小田郡東三
成にある下道臣の墳墓は有名である。前に述べた骨蔵器は元禄十二年(一六九〇)十一月六
日に道路改修中に村民が鋏を入れた。數尺の地下から一つの銅器を發掘した。上部
の蓋に「銘下道國勝弟國依朝臣右二人母夫人之骨蔵器故知後人明不可移破細銅元年歲
次戊申(七〇八)十一月廿七日己酉也」と彫つてあつた。
(この骨蔵器は下道ノ臣ノ國勝ト國依兄弟ノ母君ノアル。故ニ世ノ人ハ、ソノ明カナ
コトヲ知り、他ヘ移シタリ破ツテハイケナイ)。即ち真備の祖母にあたるのである



骨蔵器は高さ一五・五。厚さ〇・六。蓋は高さ
七・七。厚さ〇・五である。現在重
要文書として倉敷考古館に保存されてゐる。
右米人問は、此の器は権に飾らるゝ
土葬にされたものであるが、この時代には佛教信
仰に基いて土層階級には、すむに土葬は行はれ
てゐたことを立証するものである。銅器の重量

は二貫五百目余(約九・三八キロ)にして、左かに御骨と細銅錢六文があつたといふ。
校倉家家中分限帳 享保十四己酉年改
家老
二百石 宮田政右衛門 元禄三年正月当年 甲午
二百石 久米市右衛門 延宝三年五月同五十六年

六石	宇佐美紋右二門	享保十四年	廿九年
四石	中村由右衛門	享保三年	四十四年
七石	湯原六大夫	享保元年	廿六年
六石	宮本宅右衛門	享保七年	廿六年
五石	丸山友右衛門	享保十五年	廿八年
三石	賜幸角右衛門	享保十二年	廿一年
三石	湯原又大夫	享保六年	廿二年
四石	栗田五大夫	享保十年	廿五年
五石	有岡市右衛門	享保七年	廿年
四石	牧野三右衛門	享保元年	十九年
四石	菊川常右衛門	享保二年	十八年
四石	岡庄兵衛	享保四年	廿三年
三石	松田又十郎	享保四年	廿六年
二石	角田七右衛門	享保四年	同
二石	長里甚右衛門	享保三年	十七年
二石	岡平十郎	享保五年	十五年
二石	水上四右衛門	享保十二年	三年
二石	左頼清助	享保二年	十三年
三石	小山新七	享保五年	十年
三石	有松兵助	享保八年	七年
三石	平松権八	享保六年	九年
三石	長里彦四郎	享保九年	六年
三石	宇野源七郎	享保九年	同
三石	高塚七右衛門	享保三年	十二年
三石	梅志五右衛門	享保十四年	同
二石	石本孫三郎	享保三年	同
二石	堀山吉兵衛	享保三年	十二年
五石	湯原磯右衛門	享保六年	廿一年

三石	小川喜兵衛	享保六年	九年
三石	下屋敷門番人	享保六年	九年
五石	香藤岡右衛門	享保五年	五十二年
三石	向山小兵衛	天和三年	四十七年
三石	川村平次右衛門	享保八年	七年
三石	中西小左衛門	享保八年	七年
三石	平定輕	享保十五年	同
三石	久米十三丞	享保七年	八年
三石	大岡津右衛門	享保七年	八年
三石	鈴木彦七	享保二年	十三年
三石	平足輕	十四人	同
二石	柴田平右衛門	享保六年	廿年
二石	城戸三郎左衛門	享保六年	廿年
二石	二石二歩	享保四年	廿年
二石	二石二歩	享保四年	廿年
二石	岡重右衛門	享保四年	廿年
二石	石本吉兵衛	享保四年	廿年
二石	松田喜兵衛	享保元年	廿年
二石	黒瀬次右衛門	享保元年	廿年
二石	賜幸定六	享保元年	廿年
二石	石原庄助	享保三年	廿年
二石	坂瀬岩右衛門	享保三年	廿年
二石	三本傳七	享保五年	同
二石	村岡新蔵	享保六年	同
二石	志田庄内	享保六年	同
二石	岡勘右衛門	享保七年	同
二石	遠藤加兵衛	享保七年	八年
二石	角田傳兵衛	享保十年	四年
二石	片田孫兵衛	享保十年	五年
二石	保田歎右衛門	享保七年	八年

二石	竹村加大夫	享保七年	五年
同	小野傳六	享保二年	十三年
同	佐藤治兵衛	享保三年	同
同	坪井共兵衛	享保三年	十七年
同	松田宇兵衛	享保三年	三年
同	江組	享保三年	同
一人	賜幸在兵衛	享保三年	三年
一人	竹村五郎八	享保三年	同
一人	出入扶持	享保三年	同
二人	藤原昌甫	享保四年	廿九年
三人	吉証道碩	享保四年	廿九年
五人	松井宗備	享保五年	十八年
五人	菊川養輝	享保五年	十五年
五人	岡幸若庵	享保四年	十五年
五人	山本秀山	享保三年	二年

校倉勝興
昌信の嫡子にして享保七年七月十六日
延頼に生れた。母は宮本氏である。幼
名は右近、享保十五年六月廿一日家督
継ぐ。
元文二年十二月二日に元服した。家臣
の鈴木孫平治、高原甚五左衛門など異
足の着初めがあり、渡辺藤大夫が介添
となり、三浦喜八郎、高田安左衛門と
中才軍師が臨席して軍礼の式を行なつ
た。
攝津守、從五位下に叙せられ寛政八
年七月四日七十五歳で没した。三河國
の長岡寺に埋葬した。
室は植村出羽守家敬の女である。延享
四年二月十一日、廿一歳で病死したの
で、後室として先妻の妹、園を室れた

延享五年七月八日廿歳で急死した。
校倉勝志(かつゆき)
勝興の嫡子にして延享二年二月十日延頼に生れた。母は家敬の長女である。勝興の幼
名を鶴吉といひ、天明四年三月九日廿歳で病死した。三河國の長岡寺に埋葬した。
レて七の翌年二月廿九日四十一歳で病死した。明知六年十月七日十九歳で没したの
室は太田攝津守資俊の女である。明知六年四月廿六日二十歳で卒した。
同族叔父美濃守勝武の女を娶えたが、天明二年四月廿六日二十歳で卒した。
校倉勝喜(かつよし)
勝興の四男として、明和二年十月十七日江アの屋敷に生れた。母は側女園氏の女といふ。
幼名は利次郎、後主水祐、從五位下に叙せらる。天明五年三月廿四日勝志に嗣がな
かつたので、嗣家督を継いだ。享保十三年二月十七日七十八歳で江アに没した。三河
國長岡寺に葬られた。寛政五年に校倉氏の祖、校倉重昌、重矩父子を祭る清山神社を、
瀬藩邸内に創建した。同神社については、第三輯神社篇で詳記してゐるが、ここに補足

すは勝喜在世の寛政五年九月の叙連に於ける由りて、京都吉田家から正印の社格を授
かつたのは、寛政十一年四月である。御本体は奉書紙の御幣にして、縦三十程、横十
二程の楕圓本箱に納められ、奉紙に安置され、
本箱の表面に「備中賀陽郡 延慶 清山神社」
とある。また別に神鏡がある。
神鏡の扁額には「清山神社 神道長 卜部良連」。杆殿の扁額には「清山神社 正四
位 子爵 板倉勝弘敬書」とある。
目神社の宝物中重宝なるは重矩愛用の甲冑一組が、ニフの匣に納められている。
甲冑の納められている匣の表面に「靛務事」(ていぼうと読む)とある。(靛務事は昔中国の言葉で
法事をおこなう製作された、かんむりのことである。)

蓋の裏面に 靛務事也者 隠し一斎牧塾(野)氏所製者也 牧塾之武功人皆所識者也
故巧武備製之 以呈 執事源 重矩 重矩 宝玩不撥使不倭 書歲月
其匣上云
安而不忘危之格言 今亦見之云 寛文十年八月 日 柳谷書 である。
蓋の裏面に 緑沈也者 徴士石丈山氏(石川姓)所製者也 丈山之武功人皆所識者也 故
巧武備製之 以呈 執事源 重矩 重矩 宝玩不撥使不倭 書歲月 其
匣上云
安而不忘危之格言 今亦見之云 寛文十年八月 日 柳谷書 である。

× 甲の納められている匣の表面に「緑沈」とある。(緑沈は黒艶色を帯び、沈定している形容)
蓋の裏面に 緑沈也者 徴士石丈山氏(石川姓)所製者也 丈山之武功人皆所識者也 故
巧武備製之 以呈 執事源 重矩 重矩 宝玩不撥使不倭 書歲月 其
匣上云
安而不忘危之格言 今亦見之云 寛文十年八月 日 柳谷書 である。
(註)この緑沈は朝廷に召された武士の石川丈山が製作したものである。丈山は武功の人にして皆よく識つてゐる所
である。武備に巧みなゆゑにこれを製作して執事板倉源重矩に献呈した。重矩は常にこれを愛好せられて
とどまらず、俵りにしない。よゝく歲月をその櫃の上に書いて置いた。安らかな時に危を忘れず、治につては亂
備えろ」という格言は今これをここに見ると。

重矩は廿一歳で父重昌に従うて出陣した鳥取の亂の時に、着用していた甲冑は二十年
後の明暦三年に火災にあつて焼失したので、寛文十年、五十四歳の時に新しく旧形を
模してつくつたものである。
× ニのニフの櫃は、伊州外側は黒漆塗にして、その上に金泥で書かれ、ある華嚴優美
なものである。筆者は当時漢學者として朝野にその名を馳せ、野間柳谷である。
靛務事 緑沈記 全 (整は筆と同字) 八七

靛務事 緑沈記 序

夫靛務事 緑沈者此重器之銘也 然甲冑者所以備不忘之器也 易蒙 緝傳曰 君子安而不妄
危斯之者重器銘中已引斯語也 其銘文在重器匣上柳谷子筆也 敬考 靛務事者冑也 古
來稱 靛務 緑沈者甲 某皮桐黑漆也 宜稱 緑沈也 傳曰
前尚食(天子の食事を掌る役)奉御源重昌公 昔年寛永丑寅之間(十四年と十五年) 征於肥州嶋
原一揆之時着 靛務 綰 綰 綰 綰 又曰明曆丁酉(三年) 已燒失於足
後尚食 奉御源重矩公同職於 徴士石丈山氏再製焉 其形容率由舊章而神威儼然也
京都之時 使隱士一齋牧野氏 徴士石丈山氏再製焉 其形容率由舊章而神威儼然也
与知室玩不撥矣 而台為野州鳥山城中之鏡牙費之重之其 旨深矣哉 乃今靛務 緑
沈是也
今茲之春 侍講之録 恭蒙
君命作斯記更能 尊崇為重器永欲使後世傳之右可保守也 但足善結其志善述其事 古
賢君至孝之大道也 豈可不敬畏仰嘆乎 就復 某叙 以書 其梗概誠恐 誠惶 謹序 古
明和庚寅(七年)九月吉日 本多老樗 再拜

靛務 緑沈也 記
御冑 銘云 靛務 古來稱 靛務 靛務 靛務 蓋以形容種之也
有半月之御立物 御四記 御差物有之恐可有故 又御馬印亦曰前製付 半月有之
御鏡 銘云 緑沈 皮與絲 黃黑色 宜稱 緑沈 緑者青黃色 杜詩有 緑沈 槍蓋武器所
稱者也 御胸前有 三巴之御紋 三巴三所共文 綉之既也(ぬいもよう)
横縁各異也 蓋斯文 綉從(ぬい)とリ (狩野探鷲)

禁裏御拜領之由 綉段之名者詳御草摺末之板各有龍圖置上之妙工下給古法眼筆
(すいあて) 云説也

御袖 右來 無之
御針 御佩楯 御陳扇 御腰當 其外御眼着 御小袴也 類金備
御陣羽織 巴之御紋金 御表緒(うききぬ) 御中今織 御裏 紅絹(もろ) (御中今織以下今はなし)

御下帷子(かたむら) 此麻色 栗梅 葵之御紋金
権現様(徳川家康) 御拜領之由 右來 添御重器故 記之

御甲冑之匣 内匣 廣瀨 几帳面 時給 巴 唐仲 西匣 兵各有靛務 靛務 之銘最御匣之正 面八分字金
御匣之覆織物 有前之一字以素絲縫之 此前之一字者 昔時為京都諸司之時 右御甲冑
御製作之儀 遠敷間 鏡之文有傳者之由有

救宣而賜 御宸筆 此是即從 法皇様(後水尾)御拝領之寫也 右御本書者為御軸物而
到于今收藏貴重於此 御匣之蓋内西面共有銘其文云寫之(前掲したのむ書者す)
如銘之中安福不妄老也語者序文所謂 易繫辭傳中之文也 柳谷子引用于斯銘已有匣上之
銘 臣亦推貴於斯銘而作記共序故敬受用斯銘者也矣 幸多光耀 謹書
寛永十四年丁丑冬 肥前州島原吉利支丹賊徒起而據府馬壙於是 板倉内膳正重昌君蒙
台命討之 翌年丙寅正月朔 重昌君戰於彼地 享年五十有一 其柩葬文乃小刀之箱
于今猶存 因藏斯遺永傳後裔云爾
安永四年己未冬 秋書監 徳力良弼 謹記

一 重矩に甲冑製作のこころを叙しあり(後水尾)銘の文は傳へあるものなり。こころに
御宸筆の「前」の字を重矩に下賜されし。重矩は感涙し肝に銘じ、誠は前代末簡のこ
ころに於て冥加(神佛のめぐみ)に相付ひ幸蒙りて是れに過ぐるはなれ。是を子孫に
傳へ御宸筆は掛物として祀拜し、その字を具足の櫃の覆に織縫す。但しこの櫃は重矩
が野州鳥山城御拝領の時鳥山へ遺はし、城の鎮守とす。其後内膳正重道へ傳へ、重
道より甥の誠中守重宣へ傳へ、重宣より孫中守重高へ傳へ、重高より、いまの護政守
重矩へ後より信に改む)に傳へ、昌信より右近勝兵衛へ傳へ、備中庭瀬にあり。
(此野翁一俗名は傳藏、慶安の末に阪御城中に武功あり、五草の陣の時即、西園を鬼退散)御匣
中一紙を製せし。其形を輪軸あり。赤きに重矩が鳥原にて着用し結ぶ由目似たり。一の書目に合せ
石川山一俗名は左近、東照宮、家康の御近臣なり。之の役に働きありとも御陣中に御陣法を破り
其科により御勳氣に解れて軍人となり、刺殺してその首を火山と稱し、東山に住す。の製する黒綿織前裏
算たり巴の紋あり)。

一 女院様より(明正)御細工の御奉入、又御印籠中着、又御物を護寄遊さる。フケバの重
箱(瓢箪の一種)つまみに花葉を糸を以て御細工あり。重出重収の菓子入を重矩
に下賜す。右の内脚(かいらは収)の奉入計りあり、其外は見えぬ。
女院様より御暇の御残り下賜の由
重昌ある故に、緩小路殿より奉書あり。重矩は院に参り御料理頂戴の上、女院御手
づから拙(まじり)御茶を双戴せらる。

一 春宮様御樂しみの折、重矩考へし種々御語し相手をなす。今上天皇(靈氣)御月並
の御会の外に御一座の御合遊さし三首の和歌 山家時雨の忍の自筆の御会紙を重矩
に下さる。御宸筆を掛物になし所持せらる。今上様より折々御贈り物を賜ふ。本院
様(後光明)より御硯箱を拝領す。鳴戸の金時絵。
法皇様より折々御賜物あり。又寄合書の御屏風を拝領。新宮様より御宸筆の古今和
歌の御軸物を拝領す。此れは重矩奉去の時重長(室)へ遺はす。
文化四年吉備津宮の秋祭りに宮内村の石性大次郎といふものが、庭膳藩の家来へなに
か難言を吐いて御咎めを受け村役人を通じて大次郎に所掛の言、渡しがあつた。こ
れは吉備津宮の社殿へ假小屋をたてて輕業芸當の興行を催しその世話方を大次郎と
し、其の尻政右衛門、又親の八重助の三人がたてた。小屋から突き出た。二れを見
た大次郎は怒りて難言をいふた。大原因である。当時八重助は假小屋のうちに居て
この起りを知らず、又政右衛門は社頭を取締りも充分心得てゐる身分である。こ
れを村役人は早速庭膳の御座屋へかけつて説き入つたので、社頭にも、再いふ都合
には失礼のないよう誓約文を書き、寺社奉行へ提出した。その文面には、私領取締りの衆
に對しては一定の場所を設けて一級の見物人との混雜を避けるよう取計り、在諸人等
へはがかりな言葉は慎むというところが詳しく書いてある。 おりり(この項未完)

吉備ストアは、この町の物価
を引下げることに成功しました

吉備ストア

吉備町郵便局 西隣
電話吉備局四三四番

ブリヂストンタイヤ総代理店

タイヤ修理 吉備商会

吉備町 旗坂本町停留所前
電話 吉備局五五番